

政尾藤吉伝（5・完）

— 法律分野での 国際協力の先駆者 —

香 川 孝 三*

第5部 シャム特命全権公使時代

ここではシャム特命全権公使になってから死亡するまでのことを中心に述べることにする。この時期は藤吉がシャムに出向く要因となった不平等条約を撤廃することを目指して公使として活躍する時期であり、藤吉のシャムでの仕事の区切りをつける時期にあたる。

(1) 公使として赴任

藤吉に正式にシャムの特命全権公使の辞令が出たのは、1920年（大正9年）12月8日である。この時高等官2等に任ぜられた。同時に正5位に叙せられた。

なぜ藤吉が公使となる話がでてきたのか。約16年間にわたるシャムでの仕事や生活の経験から、藤吉はシャムで広い人脈を持っていた。しかも、シャムの宮中における信用が非常に大きかったこと^①は公使になるのに有利であった。日本の外務省には当時シャムでこれほどの人脈を持った人物はいなかった。外務省内では「3シャ」と言っており、シャム、ギリシャ、ペルシャの3国は、赴任をきられていた^②。それは気候風土がきびしく生活しにくいことと、出世コースからはずされることの2つの理由があったからである。シャムと日本との関係がまだ政治的にも経済的にも少なかったということもあろう。したがって、積極的にシャムとかかわろうという外交官はきわめて少なかった。その証拠に稲垣満次郎のあと公使になった者は短期間しか勤めていなかった。そこで外務省以外から人材補給を必要としたのである。

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

藤吉自身もエール大学在学中から外交官になりたいという希望を持っていたし、外交官になるという話は願ってもないチャンスであったであろう。さらに、当時衆議院への立候補を取りやめざるをえなかった藤吉を救済するという意味もあったのではないか。ちょうど政友会総裁である原敬が総理大臣であったので、藤吉をシャムの公使に任命することができたのであろう。

1921年1月16日エール大学会（Yale Alumni Association of Japan）の主催で、帝国ホテルで送別会が開催された。会長は岡部長職子爵（旧岸和田藩主）であった。参加者は多くなかったが、親しい者が集まったので打ち解けて話ができた。岡部子爵が送別の辞を述べたのに対して、藤吉は英語でシャムにおける「自分の任務に対し、自ら信ずる所あるが如く、誠に快い答辞を述べた」⁶⁹という。

1921年1月28日東京駅を出発し、横浜港より加賀丸に乗り、神戸港に寄って甥夫婦である成田栄造・ツルエを連れてシャムに向かった。新聞報道では女中1人を連れていったとなっている⁷⁰が、甥の妻ツルエのことであろうか。麻布中学校に通っていた次男隆二郎は1月3日から腸チフスで入院しており、出発の前日藤吉は病院に見舞い、シャムで会うことを約束した。長女千代子は1920年2月4日結婚していたので、家では妻光子、次男隆二郎、次女久子がいたが、隆二郎が腸チフスの病気のために光子は同行することができなかった。そこで、身の回りを世話するために甥夫

婦を連れていった。しかし、後で光子と久子は藤吉のもとに出かける予定であった。

なお藤吉がシャムに出発した後、国会で藤吉がシャムから年金をもらっていることが問題とされた。永井柳太郎と田中善立が質問し、内田外相が答弁している。シャムへ赴任するに当たり、年金を辞退した筈と述べたり、「今後年々貰う金を一時に貰って仕舞ったかも知れぬ」とか「その金は断じて怪しき金にあらず」と答弁が不明確であると追求されている⁷¹。衆議院議員になった時も同じ問題が指摘されたが、衆議院議員や外交官であれば、外国から年金をもらってはいけないという規則があったのかどうか、あいまいであった。外国の年金をもらうことがこの当時めずらしいことであり、明確に法律で禁止する規定はなかったのではないかと思われる。

(2) 公使としての仕事

1921年5月バンコック宮城において国書捧呈が行われた。その時に写した写真が残っている。

公使館は1903年オリエンタル・ホテルからチャロン・クロン通り（ニュー・ロード）とマハ・プルタン（Thanon Maha Phrutharam）通りの交差するところ（現在ではバンコック中央駅から南へ1キロ行ったところ）に移っていた。現在では想像つかないが、ここは当時外国人高級住宅街とされていた地区であった。公使館と領事館、公使以下の宿舎が設置された。その施設は質素であったという。それでも「王族の方がしょっちゅ

う自動車を運転してみえていた」⁶⁶ という。赴任した1921年はバンコックではことのほか暑い年だったという。

藤吉が再びシャムに公使として帰ってきたことは、「之れ恰も故郷に錦を飾るの概あるで得意と喜悦を以て早々久々にてプリンス（ダムロングのこと）に拝謁されたがプリンスは昨の吾わが友今や友邦の代表者となって来るを非常に欣ばれ余は復茲に再び胸襟を開きて相語る一友を得たり将来各自邦家の為に折角致さんとて深き握手を交換されたのは今尚彷彿として筆者の目前に在る」と山口武は書き記している⁶⁷。シャム側も藤吉が公使として赴任してきたことを歓迎する様子を伝える記述である。

藤吉が公使として赴任する当時のシャムにおける日本人の人数であるが、赴任前の1920年9月末段階での数字が記録されている。それによれば、男性215名、女性74名で合計289名である⁶⁸。藤吉がはじめてシャムに来た1897年には男性24名、女性27名で合計51名であったことと比較すると、人数が6倍に伸びていることが分かる。特に男性の数の増加が目立つが、これは日本人のシャムでの経済活動が活発化したことを示しているように思われる。しかし、小規模な商業や貿易業が中心であったために、同じアジアでも、フィリピン、シンガポールやインドネシアと比較すると、日本にとっての重要度は小さかったと言える。それらの国ではゴム、麻、砂糖等の栽培を企業によっておこなっているのと比較すると、シャムでは事情が異なる。この当

時の日本からの交通事情の悪さが影響していたのではないと思われる。一旦シンガポールまで行って、そこからシャムにいかねばならなかった。しかし、不平等条約のままでは捨て置けない状況が生まれてきていたことは以下で述べるとおりである。

公使としての最大の仕事は日・シャム通商条約の改定であった。藤吉が日本にいる間に、外務大臣の内田康哉が条約改正の方針を示していた。それは藤吉自身の見解とは異なる内容であった。藤吉の見解は衆議院予算委員会場で発言しているとおり、領事裁判権・治外法権を廃止して平等条約を締結することであった。藤吉のねらいはシャム人と同様にどこに住むか自由になる居住権を持ち、国内を自由に旅行できること、土地所有権も認められることから、日本人がシャムで経済活動がやりやすくなること、さらに日本人が農業のためにシャムに移住することもやりやすくなることであった⁶⁹。

ところが、内田の方針では領事裁判権を維持しようとするものであり、藤吉は自分の考えと違う方針のために苦悩することになった。

領事裁判権を持つことによって、どのような結果が生じているか。在留日本人はルア・チャング（手漕ぎ小舟）でバンコック都心から24時間以内で往復できる地区にしか居住できないという制限があった。在留日本人は日本領事館に登録されていたが、地方に居住する場合には、6カ月毎に領事館が発行する身分証明書に、シャムの警察の査証を受けたものを常時携帯することを義務づけられてい

た。つまり地方居住者は地方に一時滞留しているという形にして、警察から黙認されることになっていた。領事裁判権を日本に認める代わりに、居住地の制限と、土地所有権の禁止が合意されたために、経済活動や移民を促進する上ではマイナスであった。

さらに、在留日本人で刑事事件の被告となった場合、日本領事館裁判廷で裁かれ、軽い判決の場合には、日本公使館の敷地内で現地使用人と車庫の裏側にあった独立の家屋が刑務所として利用されて、そこに入れられた。重罪の場合には長崎地方裁判所に移送されることになっていた⁹⁹。そのために日本人の警察官が勤務していた。しかし、日本人警察官が在留日本人を逮捕することは難しい。実際にはシャムの警察が犯罪被疑者を摘発し、それに日本人が含まれている場合に、日本領事館に連絡があって、はじめて日本人警察官の立会のもとで捜査して、日本人を逮捕するという方式が使われていた¹⁰⁰。

関税自主権をシャムが持たないことによって、関税率がもっとも低く設定され、製造加工品は3.33%という率であった。これによってシャム国内では製造業が発展することがきわめて困難な状況に追い込まれた。しかし、日本側ではシャムとの貿易が小さかったので、そのメリットを生かすことができなかった。そこで藤吉は治外法権を維持するメリットが大きくないことから、それを廃止する方が望ましいと考えていた。

その背景には、少しずつであるが、治外法権を廃止する方向にすすんでいたことがある。

フランスは不平等条約を根拠に、多くのシャムにやってくる中国人をフランス保護民(French Protégé)としてフランス領事館に登録させてきた。当時シャムでは運河、道路や鉄道の建設が進められ、多くの中国人がそれらに従事するクーリーとしてやってきていた。その人達がフランスの保護民となって領事裁判権が行使されると、多くの中国人がシャムの裁判を受けないことになった¹⁰¹。しかも、この保護民としての登録の不正取得、売買、譲渡がなされ、数万人に達していた。その結果、シャムの統治機能が弱められた。その弱みにつけこんで、フランスは1904年2月13日、アジア人保護民登録制度制限を認める代わりに、ルアンプラン対岸およびパクセ対岸の領土をシャムより割譲させた。つまり、1904年2月13日以前に登録証を得た者以外にはフランスの保護民となることはできなくなった。その者はシャムの裁判所で審理をうけるが、兵役は免除されていた。その結果シャムはその領土の一部を失った¹⁰²。この条約が成立したことによって、ラーマ5世はフランスへの友好を示すために、言い換えればフランスを有めるために、フランスから新たに法律顧問を受け入れることになった。それで、パデュー、キューヨン、リング、リビエール等がシャムにやって来た。

この条約改正によって中国人に対する裁判権をシャムが取得したが、これが中国人の反発を招いて暴動がおき、中国人つまり華僑への対応を迫られた¹⁰³。1910年6月1日バンコクの華僑の商店が一斉に閉店してストライキ

を実施し、4日間続いたことがあった。原因は華僑に対する人頭税をシャム人の半額にして優遇していたが、それを廃止して同じ6バーツに上げたことであった。中国からシャムへ流入が増え、1910年ごろには華僑の人口が約80万人にまで達し、総人口の約4%にもなった。このストライキは軍隊と警察によって鎮圧されたが、これ以来シャム側は華僑との融和的な関係を築くことに注意を払うことになった。1913年の国籍法が属地主義を採用して、シャムで生まれた中国人にシャムの国籍を与えたが、一方華僑の秘密結社の収入源であった阿片窟と賭博場の独占請負制度は1917年に廃止して、その弊害をなくす政策をとった。

さらにイギリスとの条約によって、香港、マラヤ、インド、ビルマ等のイギリスの植民地の人々はイギリス保護民（subjects）として、シャムにやって来て犯罪をおかしても、それらの人々がシャムのイギリス公使館に登録されているかぎり、イギリスの領事裁判権のもとに入る⁹⁹。たとえばビルマ人は北シャムでチーク材の不法伐採をしてもシャムの裁判所で裁けないという問題を発生させた。このようにフランスとイギリスとの不平等条約がフランス人やイギリス人だけでなく、その臣民や保護民にも拡大されて、シャムにとって不平等条約の悪影響が大きくなってきた。それをいかになくしていくか、シャムが苦勞したところである。いっきに領事裁判権を廃止できず、徐々に廃止の方向に向かって動いてきた。

1907年3月23日、フランスはフランス人以

外の保護民の裁判権を完全に放棄した。つまりフランス保護民として登録されているアジア人は、シャムで国内法が整備されるまで国際法裁判所で裁判されるが、これ以降にフランス保護民として登録されるアジア人はタイの一般の裁判所で裁判されることになった。それと引き替えに西部カンボジア（シャムラートとシーソポン）を割譲させたし、フランス人自身への領事裁判権はそのまま残っていた¹⁰⁰。1907年当時で、フランス人とフランスの保護民として登録されていた者の合計で1万6455名¹⁰¹に達しており、その内の9割以上が保護民であり、シャムにとってこの条約は土地を失ったとはいえ治外法権撤廃に一步前進したものと評価されている。

さらにイギリスもイギリス保護民として登録されている者は、イギリス人、アジア人（Asiatic Descent）を問わず、シャムの法整備がなされるまで国際裁判所のもとにあるが、法整備がなされた後にはシャムの裁判所に移管されることになった。イギリス人とその保護民あわせて5690名いたが、その9割以上が保護民であり、シャムにとって不平等条約撤廃への一步前進であった。しかし、これと引き替えに、マレー4州（ケラントン、トレンガヌー、ケダー、ペリスとその海岸の島々）の領土をイギリスに割譲さざるをえなかった¹⁰²。これでイギリスは15000平方マイルの土地と約150万人を支配下においた。この1909年3月10日のイギリスとの条約はフランスより一步領事裁判権廃止の方向に進んだ¹⁰³。

1913年にはデンマークとも交渉し、デンマー

ク保護民の裁判権限を国際裁判所に認める条約を3月15日に調印した。それを引き替えにデンマークはシャム国内での居住の自由と土地所有権を取得した。デンマークは領土を要求しなかった。

第一次世界大戦にシャムも参戦して、兵員と食料等の供給をおこなった。はじめはシャムは中立を宣言していたが、1917年4月アメリカが参戦したことをうけて、7月22日シャムはドイツに対して宣戦布告をおこなった。1200名からなる志願兵部隊をヨーロッパに派遣した。これはシャムにとって外交上の利益をもたらした。

1919年のベルサイユ講和会議ではシャムも先勝国として出席し、治外法権を撤廃することを主張し、条約の改正交渉に入ることをフランス、イギリス、アメリカ等に連合国側の国々に申し入れた。これはシャムの外交顧問であったアメリカ人のピットキンの戦略であった。それを受けてアメリカが最初に平等条約を締結する交渉を始めた⁹⁹。1920年12月16日条約に調印がなされた。その内容は、条約の有効期間を10年としたこと、シャムにいるアメリカ人の裁判権はシャムに属するが、アメリカ領事が第一審および控訴審において意見を述べることができ、シャム側の裁判官と意見が合わない場合には領事裁判に移審する権利を認めるとともに、新しい5つの法典（刑法、民商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、裁判所構成法）が施行されてから5年後に、この移審する権利を撤廃することであった。これにシャム側が満足したわけではない。これま

での日本やイギリスとの条約では法典成立と同時に移審する権利を撤廃するとなっており、それと比べると後退したからである。しかし、原則として領事裁判権を廃止したことは一歩前進であった。

ところが、日本の外務省側の考えは違っていた。その内容については飯田修三『日タイ条約関係の史的展開過程に関する研究』（創価大学アジア研究所、1998年3月）に整理されている。日本はアメリカとシャムとの新しい条約の情報入手が遅れたために、領事裁判権や関税上の特権を従来通り日本が保持することを求める内容であった¹⁰⁰。

- ① 日本人に関わる裁判に外国人裁判官および外国人法律顧問が参加できること。
- ② 新たな条約が批准されるまで、日本人に関する訴訟は国際裁判所に移すこと。
- ③ 国際裁判所に係属する日本人に関わる訴訟を日本領事館に移審する権利を留保すること。
- ④ 最恵国待遇条項に訴訟手続も含むこと。
- ⑤ 日本人に関わる訴訟を審理するために、日本人の裁判官または司法顧問を雇用すること。さらに警察顧問も雇用すること。
- ⑥ 日本人に財産権の取得を認めること。
- ⑦ 日本人に対する課税は内国人（シャム人）と同じ待遇にすること。
- ⑧ 日本の会社の営業活動を許可すること。
- ⑨ 日本人に徴兵を免除し、さらに代替税を課さないこと。
- ⑩ 輸出入関税については1898年の条約を継承すること。

藤吉がテーフウォン外相と交渉を開始したのは４月２日であった。テーフウォン外相はラーマ５世の異母弟であり、38年間も外相を続け、1898年日本とシャムとの通商条約をめぐって稲垣満二郎と交渉した経験を持っている外交交渉のシャム側の実力者であった。彼は昼間寝て、夜間のみ外務省に出勤する習慣を持っており、面会を求めると午後８時以降とか午前３時頃に指定することがよくあった⁸²。交渉の場では、アメリカとの新しい条約の批准が成立していない段階なので、日本側と交渉を開始できないことをシャム側は主張した。さらに日本人顧問の雇用はできないことを述べた。シャムでは外国人の顧問制度を廃止する方針を打ち出していること、アメリカとの交渉でもアメリカ側から顧問の雇用を条件として出してこなかったことを理由としていた。藤吉は日本人顧問を雇用することを条文中に書いても支障はないと主張したが、妥協には至らなかった。藤吉はシャムの裁判所に日本人裁判官を送り込むことを考えていた⁸³。

1921年５月３日アメリカとシャムとの新しい条約が批准された。藤吉はその条約を外務省に送り、日本側の提案内容の再検討を求めた。日本の提案する顧問裁判制度をとうていシャム政府が受け入れないことを日本側に伝え、アメリカと同じ移審権を認めることを進言して、「斯クスレバ暹羅ハ大ニ日本ヲ徳トシ、日暹両国ノ関係ハ益々親善トナルベシ。従来日本ハ暹羅ノ条約改正ニ就キテハ英、仏、丁（デンマーク）、伊、等ニ後シ暹羅側ヨリ

見テ如何ニモ冷淡ニ過ギルノ感アリタルヲ回復スルコトヲ得ベシ」⁸⁴と外務省に伝えた。

しかし、７月６日付けの内田外相の訓令は、１月の訓令と同じ内容であり、多少の譲歩の余地があるを書いてあったにすぎない。藤吉は提案内容の変更を期待していたが、それが難しいことを知り、７月29日に日本側の提案の全文をシャム側に示した。藤吉は全文の提示をぎりぎりまで引き延ばさざるをえなかったのは、日本の提案内容を知って、シャム側が日本に不信感をいだくことをおそれたのである。この間の藤吉の苦悩を、三隅棄蔵代理公使は次のように外務省に報告している。

「公使ハ更ニ暹羅国政府ニ意向ヲ揣摩シ我政府提案ノ尽ニテハ到底当国政府ノ承諾ヲ得ルコトハ覚束ナシトシ当国外務大臣ニ対シテ積極的ニ何等督促ノ方法ヲ講ズルナク形勢ヲ觀望シテ時機ヲ待チ居リシカ此ノ間ノ苦心ハ実ニ慘憺タルモノ之有」⁸⁵

この苦悩が藤吉の命を縮める要因になったことは間違いない。

藤吉の後任として藤吉死亡の１年後に矢田長之助が公使として赴任して、1922年８月から交渉が再開された。３年間におよぶ交渉の結果1924年３月10日に新しい条約が署名された⁸⁶。そこで問題として交渉の焦点となった移審権については、刑法、民商法、訴訟法および裁判所構成法が公布施行されてから５年間に限って、移審権を日本側が有するが、シャムにおいて施行されている法令によって権利義務が拘束を受けることを認めた。さらに法典編纂に際し修正要求権を有することを定め

た。ということは基本的に領事裁判権を日本が放棄したことになる。もう1つの論点である最恵国待遇であるが、条約に別段の規定がある場合を除いて、通商、航海、産業に関する事項について差別待遇をしないことになった。そこで条約にどのような別段の規定を設けるかの議論が残ることになった。日本とシャムとの間で、妥協の産物として通商条約が改定されたが、日本人は居住、営業の自由、土地所有権やその他の財産権を英仏の国民と同様に取得でき、これでシャムでの経済活動をおこなう基盤が整備されたことになる。暹羅国に關稅自主權を認めるとともに、暹羅国が各国との条約で定める税率に対して、最恵国約款によって対応すること、税率を引き上げる場合には列国が無条件で承認する場合には日本も無条件で承認することになった。それまで日本人のシャムでの経済活動は小規模であったが、貿易の拡大や資本の進出が期待された。

以上のような条約改正がなされたが、交渉の途中で藤吉が死亡したのは大変残念である。藤吉にとっては、自らのシャムでの仕事の仕上げが不平等条約の廃止であると思っていたのではないだろうか。藤吉がお雇い外国人として法整備に努力してきたのは、シャムを近代国家として作り替え、それをてこに不平等条約をなくすことに目的があった。日本とシャムが平等条約を締結することは、藤吉みずからが努力した成果が日本によって認められることを意味していたのではないだろうか。そんな気持ちをこめて、条約の交渉にあたっ

たのではないだろうか。しかし、そんな気持ちを日本側は考慮するはずがなかった。日本側は日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦を勝ち、世界の中でその力を誇示し、既得権益を放棄することを自らの意志で実行することにはなかった。欧米諸国の動きを見て、はじめて不平等条約を改定することに同意したのである。藤吉の生前には平等条約の締結を実現できなかったが、最終的には藤吉が目指した方向で決着がついたことになる²⁰。

シャムが西欧列国に領事裁判権を放棄させ、關稅自主權を取得して、不平等条約の完全撤廃を実現したのは、それよりも遅い1937年であった。

(3) 藤吉の死亡と葬式

藤吉は1921年8月11日、公邸で脳溢血のために午後4時昏睡状態に陥り、医者が手をつくしたが午後9時に死亡した。享年50歳であった。いすに座り、フランス語を勉強するためのテキストを膝の上に置いたまま死亡した²¹。シャムの次にはフランス公使にどうかという内々の話があったということ、シャムではフランス語が幅をきかせていたことから、フランス語の勉強をしていたらしい。フランス語だけでなくドイツ語も勉強していたらしい。語学の好きな藤吉らしい。体の方であるが、以前から腎臓を悪くしていたので、大変な酒豪家であったが、医師の勧めで好きな酒を減らしていた。一方、大変な甘党でもあり、羊羹や大福餅が大好きであった。そのせいか、背が低く、155センチ少ししかなかったが、

体重が75キロもあり、太り過ぎであった。腎臓が悪かったのは高血圧の持病を抱えていたものと思われる。摂生をしていたが、公使を歓迎する宴会が続き、断れなくて不摂生になっていたこと、条約の改定問題で心労が重なっていたことが、脳溢血を引き起こす理由であったであろう。

交渉相手であったテーワウオン外務大臣はただちに日本公使館に駆けつけ、見舞いをおこない、病状を知った。翌12日藤吉の死亡を悼み、ラーマ6世は侍従武官次長を使わし、花輪を届けてきたという。

光子は当時16歳だった久子をつれて9月30日横浜から鹿島丸でシャムに向けて出発する予定であった²⁸。その準備の途中で藤吉の訃報が外務省から届いた。その3日前には「至って達者でお前達の早く来るのを待って居る」という手紙が届いたばかりであった。

1921年6月頃、藤吉より連絡があって、隆二郎はシャムにむかって出発した。彼は当時麻布中学校に在籍し、暑中休暇を利用して7月18日東京駅を出発した。台湾、香港、サイゴンを経て8月13日シンガポールに到着し、そこに迎えに来てくれた親戚の星崎と大阪商船の岸田から、11日に父が死亡したことを教えられたと言う。星崎は九鬼隆一の実家であり、隆二郎にとっては母方の祖父の実家ということになる。祖父と離婚した祖母が星崎姓を名乗っていた。隆二郎はただちにスマトラに行く予定をキャンセルして、8月21日バンコックに到着し、三隅稔蔵臨時代理公使に伴われて挨拶回りをして24日の葬儀に間に合っ

た。

葬儀については、シャム宮内省が公使館員と話し合っただけで段取りを作った。隆二郎がバンコックに到着するのを待って葬儀をおこなうことになったので、余裕を持って24日を葬儀の日とした。

葬儀の日、午後3時30分先頭に騎馬巡査2名がたち、傘持、太鼓、笛等の楽団員約10数名が徒歩で進んだ。次に赤い服を着た引き手が霊柩車をひき、勲章持参者が馬車2台にのり、次に宮内省から差し回された馬車に喪主と三隅代理公使が乗り、その後を在留日本人が随行した。道路の警護はきびしく5～6間ごとに巡査が1人配置され、警視総監も自動車にのって指揮をおこなった。ワッサケート寺院（Wat Saket）の特設斎場に遺体が安置された。式場には皇族親王のほとんどと各国公使が出席していた。5時20分になって隆二郎から国王に絹手巾の献上物を渡し、国王から賜った僧衣を参列する僧侶に配布した。僧侶の読経のあと、火葬の最初の点火を王様がおこなった。火葬台のお棺の下から大通路まで、火薬を巻き込んだ長い導火線を仕掛けてあった。自動車で大通路まで来ていた国王ラーマ6世が点火した。これがローヤルクリメーションの1つの方法であった。外交官への礼遇としては珍しい待遇であった。これは藤吉の16年におよぶシャムでの貢献を考慮したためであろう。火葬の間に参列者は焼香をおこなった。その間に僧侶24名の読経が鳴り響き、午後6時ごろに終了した。

翌25日午前7時から外務次官、宮内省葬儀

掛長らの立会のもとで、遺骨をひろい、国王から賜った銀製の納骨壺に納められた。藤吉の遺骨は8月30日紀州丸でバンコックを出発し、9月10日香港に到着した。船が出るまでの間、香港の本願寺布教所に安置し、その日に追悼法要を営んだ。香港総領事代理坪上貞二の主催で、在留の有志30名あまりが参列した⁹⁰。9月10日郵船日光丸で香港を出発し、9月22日早朝神戸港に到着した。郵船神戸支店長や早大校友会代表伊藤重次郎らが出迎えた⁹¹。夕刻7時に神戸駅を発ち、9月23日朝8時20分東京駅に藤吉の遺骨が隆二郎に抱かれて到着した。この日は細雨が降っていた。内田外相、中橋文相、秦通信次官、望月小太郎（憲政会）、広岡宇一郎政友会幹事長、大岡育造等の政友会のメンバー、江原素六等が集まっていた⁹²。愛媛県知事代理内田内務部長も出迎えた⁹³。光子、久子等の親族にむかえられて自動車で代官山の自宅に帰った。9月25日午前9時から10時まで青山葬儀場で神式で葬儀をおこなった⁹⁴。藤吉の両親の墓は大洲市にあり、浄土宗のお寺である寿永寺に祭られている。多分この葬儀は九鬼家のしきたりに従ったのではないかと思われる。九鬼隆一は生きており、娘婿のために葬儀を取りしきったのではないかと想像される。もっとも九鬼家の宗教は曹洞宗永平寺派である。喜多同郷青年会の代表として三瀬忠俊が弔辞を読んでいる。さらにエール大学時代に一緒だった村井貞之助、岡田泰蔵、若松忠太郎、松本亦太郎も葬儀に参列したことが追悼録の松本の文章の中に記録されている。

藤吉の死亡はアメリカにも伝えられた。ウィルソン大統領の時代にシャム公使であったハントは当時アリゾナ州の前知事であったが、彼は藤吉をよく知り、いち早くその死亡を知り、バンデンビルト大学時代の知り合いであったハリソンに伝えられた。そこからバンデンビルト大学同窓会に伝達された。それを示す手紙がバンデンビルト大学の図書館内にある特別資料室に残されていた。藤吉の死はバンデンビルト大学の同窓会の機関誌に掲載された。

外務省としても藤吉が死亡したことは、条約交渉に大きな支障が生じる可能性があったので、ショックであった。内田外務大臣は、次のように述べている。「突然政尾暹羅公使の訃に接して驚く外ない。公使は人も知る如く日暹両国の外交関係の改善の為に特に外務省外から入って両国の親善の為に尽くされつつあったので、公使の死は両国の為に多大の損失であると同時に日暹外交の最適任者たる氏の逝去を哀悼する」⁹⁵。藤吉の死後、次期の公使として矢田長之助が決まるまで1年間近くもかかったために、条約の改定交渉が伸びてしまった。

(4) 藤吉の死後

1922年1月22日（日曜日）、午後2時から麻布桜田美普教会で藤吉の追悼会が開催された。この教会はメソジスト派の教会である。追悼式では中野ミツが中心となって、高山長幸や大洲出身の人達や喜多同郷青年会の人達を含めて100名あまりが出席したという⁹⁶。

賛美歌、祈祷のあと、早川鐵治らの話があったという。１周忌に追悼会を開催する予定であったが、中野ミツの要望で早く実施した。青山墓地での神式による葬儀とは別にクリスチャンであった藤吉の追悼式を教会で締めくくったということであろう。しかし、藤吉が日本のどこかの教会に所属していたという証拠を見つけることはできなかった。この年の９月には関東大震災が起きている。

藤吉は留学していたために当時としては結婚が遅い方であったので、死亡した時には長女は結婚していたが、あとの二人の子供達はまだ学校に通っている年であった。藤吉は死亡する時には子供や妻のことが気がかりであったであろう。藤吉に先立たれた光子は、「今よりはいいよ心を強くしていと吾が子らおほしたてむ」という和歌を詠んだように、母としての覚悟を決めてその後の人生を歩んだ。父である枢密顧問官であった九鬼隆一も生きており、その援助を受けつつ生活していたのではないかと思われる。光子の父隆一⁹⁹、母波津子ともに1931年に相次いで死亡しているが、この時には子供達は成人に達し、それぞれの生活を送っていた。

藤吉死亡後もシャムとのつながりは残っており、シャムの王室の人々が日本にやってきた場合、光子は招待されて王室の人々と会うことができた。1931年４月７日から３日間、プラチャーティボック王（ラーマ７世）夫妻がアメリカへ白内障の手術のために渡航の途中で立ち寄った時や、手術後タイに帰国する途中にも９月末日本に立ち寄った時も、さら

に1963年プーミボアドゥンラヤデート王（ラーマ９世）夫妻が日本を公式訪問をされた時には、鎌倉に住んでいた光子はタイ大使館主催のレセプションに招待されている⁹⁹。次男である隆二郎には５人、長女千代子には１人、次女久子には１人、養女チトセには２人の子供がおり、それらにかこまれて光子は1970年87歳で死亡している。

政尾吉郎氏の話によれば、1966年（昭和41年）に藤吉の業績を顕彰する記念碑をバンコックに建設する話があったという。タイに在住する早稲田大学の卒業生の集まりである盤谷稲門会（当時の会長は共同通信社に勤務していた寺尾市松氏）がリーダーシップを発揮して「政尾藤吉先生顕彰会」が組織され、具体的に計画が進んでいた。寺尾市松氏が責任編集の『創立50周年記念号』（泰国日本人会編、1963年９月）の中に三木栄が、50年後の今日博士伝記が煙滅するのをおそれて「政尾藤吉公使履歴経」を掲載した。当然寺尾氏もそれを見ており、政尾藤吉を顕彰する企画を思いついたものと思われる。

盤谷稲門会の趣意書によれば、藤吉と生前親交があり、当時副総理であったワンワイ殿下、ダニー・ニバット親王、司法大臣ビヤ・アタカリニボン氏、最高裁長官サンヤ・タマサクン氏の賛成を取りつけており、募金活動も開始していたようであった。しかし、予定募金額は15万バーツであったが、その建設費の集まり具合が悪いことや建設場所等の問題で実現にいたらなかった。藤吉が政友会に所属してから早稲田大学との関係が必ずしも

まくいっていなかったが、そのことがマイナスに響いたとは考えにくい。

タイの高級中学校の社会科の教科書に政尾藤吉のことが記述されている。たとえば1974年第一版の高級中学校の教科書「タイ国史」の中で、司法制度の改革に重要な役割を担った人物として、法律起草委員会において草案を検討したり、司法省の法律全般の顧問として働いた政尾が描かれている。チャクリ改革の中で重要な司法制度改革にかかわった人物としてタイでは忘れることのできない人物となっていることが分かる。

注

- (1) 平山勝熊編・暹羅の富源，隆文館，1904年7月，35頁。
- (2) 天田六郎「領事裁判権時代のタイの在留日本人」タイ国情報4巻10号，1970年，11頁。シャムのちのタイと大使の交換をおこなったのは1941年であった。タイは1941年8月初代大使トシテピヤ・シーセーナを公使から昇格させた。日本は坪上貞二が初代大使として1941年10月にバンコックに到着した。これは日本にとって10番目の大使交換であった。
- (3) 松本亦太郎「エール在学中の政尾博士」政尾追悼録36頁。
- (4) 東京朝日新聞1921年1月29日5面。
- (5) 東京朝日新聞1921年3月8日3面「暹羅の年金」。
- (6) 『南予の群像』新愛媛，1966年4月，194頁。
- (7) 山口武「暹羅皇叔プリンスダムロング殿下」南洋協会雑誌9巻2号，1923年2月，62頁。
- (8) The Siam Observer Press ed., *The Siam Directory 1921*, The Siam Observer Press, p.490, 天田一閑「泰国在留邦人の今昔」南洋25巻9号，1939年9月，12頁は大正年間までは小資本で商いをする者が長期滞在していたが，昭和に入ってから日本とシャムとの経済関係が強まり，会社から派遣されてくる者やその家族や医事関係者，新聞通信員が増加したことを指摘している。1937年には在留邦人が521人にまで増加している。このことは日本人会の中で，それまで独力で活動の基盤をつくってきた自営業者と，後から来た大企業の会社員との間で対立が生じる原因となった。
- (9) 杉田祥夫「暹羅と日本」外交時報595号，1929年9月，138頁には藤吉の意見と同様に治外法権を廃止することによって経済の分野で日本人の活躍の場が広がることを指摘している。貧困解消の方法として日本から外国に移住する政策が明治以来採用されてきた。ハワイ，アメリカ本土，ラテン・アメリカに移住していったが，アジアへの移住もみられた。フィリピンや太平洋諸国への移住がなされたが，シャムへの農業移住が試みられたが失敗に終わっている。灌漑設備が十分でなく，気候風土がきびしいために農業移住が不成功に終わっている。岩本千綱，石橋禹三郎，宮崎滔天の移民活動の失敗状況については石井米雄・吉川利治・前掲書，194頁以下が詳細に述べている。
- (10) 天田六郎・前掲論文，12頁。
- (11) 具体的に長崎地方裁判所に事件を移送した贋札事例を紹介したものとして小松緑「暹羅駐在中の追憶」財団法人暹羅協会会報9号（日暹修好50周年記念特別号），1937年12月，83頁。この事件では岩本という日本人がシャムの名門出のある人からシャムの贋札の印刷を頼まれて，大阪で印刷したものをシャムに持ち込んだが，シャムの銀行で贋札であることがばれて，その刑法上の責任が問われた。シャムでは公文書偽造，官印偽造，贋造貨幣行使の3つの罪でそれぞれを合算して懲役8年の刑になった。ところが，日本では紙幣贋造の罪があるが，当時の刑法では外国貨幣の贋造には適用されないし，緊急勅令で朝鮮の銅貨贋造を処罰する制度ができ，そ

- れを適用しても1年以下の禁固または100円以下の罰金の対象になるだけである。シャム側は刑の違いに驚き、日本の領事が裁判したら、シャム側が不公平感を感じるおそれがあり、問題になることを心配した。そこで、民刑事訴訟事件で外交上必要がある場合は長崎地方裁判所に事件を移送できることが定められているのを適用して、長崎地方裁判所に事件を移送してことなきを得た。
- (12) フランスの領事裁判については Luang Nathabanja, *Extra-Territoriality in Siam*, Bangkok DailyMail, 1924, pp.84-101。
- (13) シャムは1867年から1909年までに6回もフランスやイギリスに領土を割譲した。その結果51.87万平方キロの領土を失い、約半分の51.3万平方キロにまで減ってしまった。加藤和英『タイ現代政治史－国王を元首とする民主主義』1995年10月、69頁。
- (14) 国王が貿易を独占していた時代、実際にその実務を請け負っていたのが華僑であり、国王もその華僑に貴族の位階を与えて支配階層に取り立てていた。ラーマ3世時代からは徴税請負制を取り入れ、華僑がその請負人となると同時に事業の独占権を得て、富を蓄えることになった。シャムの人々は農業に専念し、華僑は国王の保護のもとで商業活動をおこなってきた。人種による分業体制ができあがっていった。農業、商業以外の分野たとえばクーリーにも人手不足から中国人を積極的に導入する政策を採用し、中国人には人頭税をシャム人より安くしたのはその一例である。1910年代になって、それを廃止して華僑弾圧政策に転じると同時に、華僑の同化政策が採用された。田中忠治『タイ入門』日中出版、1988年1月、99頁以下。
- (15) イギリスの領事裁判については Luang Nathabanja, *op.cit.*, pp.56-83。
- (16) 飯島明子「タイにおける領事裁判権をめぐる一保護民問題の所在－」東南アジア研究14巻1号、1976年6月、84頁。
- (17) 石井米雄・吉川利治・前掲書、136頁。
- (18) イギリスは1908年の条約締結以前から、今マレーシアの4州になっている地域をねらっていた。シャムはこの地域をラーマ1世の時代に属国としていた。1902年ケラントンの王がイギリス人のダッフに租借地を与え、租税の徴収権まで認めた。ラーマ5世はこれに怒ってシンガポールにいた海峡植民地総督と話し合った。藤吉はこの紛争解決に乗り出したラーマ5世を助け、秘書役としてこの地域に出向いている。シャム側はケラントンの王をバンコックに連れてきて幽閉し、租借地を取り消した。しかし、シャムはケラントンを含めて治外法権を撤廃するためにイギリスに譲ることになった。『金曜会報告10号、法学博士政尾藤吉君講話筆記』、1913年11月、18～21頁。
- (19) 1883年のイギリスとシャムとの条約改正によってチェンマイ等の北部3県では刑事、民事を問わず、また被告、原告であるかを問わず、シャムが裁判権を持つことが決められた。この場合、本人の同意は必要なくなった。イギリス領事は法廷に出席して意見を述べることができた。この法廷が国際裁判所と呼ばれた。これが1909年にシャム全国に拡大された。この条約でもイギリス領事による領事裁判に移送することが可能であった。これが完全になくなるのは1937年であった。
- (20) アメリカのシャムへの外交方針をまとめたものとして Benjamin A. Batson, "American Diplomats in Southeast Asia in the Nineteenth Century: The Case of Siam", *Journal of the Siam Society*, vol.64, part 2, p.92。
- (21) 内田外務大臣より政尾公使宛1921年1月18日第1号(JDA2-5-1-69)。
- (22) 矢田長之助「暹羅に関する思出で」財団法人暹羅協会会報9号、78頁。
- (23) 村嶋英治『ピブーンー独立タイ王国の立憲革命』岩波書店、1998年4月、61頁。

- ②4 石井米雄・吉川利治『日・タイ交流六〇〇年史』講談社、1987年8月、141頁。
- ②5 三隅臨時代理公使より内田外務大臣宛1921年10月14日第7号(JDA2-5-1-69)。
- ②6 通商航海条約の改正内容について当時の新聞が報道した事例として大阪毎日新聞1924年3月25日、大正ニュース事典6巻、1988年9月、661頁参照。
- ②7 各国との新しい条約を集大成した本がある。それはPhya Kalyan Maitri (Francis Bowes Sayre) ed., *Siam--Treaties With Foreign Powers 1920-1927*, Royal Siamese Government, H.H.Prince Traidon Prabandh (Minster for Foreign Affairs), 1928。治外法権の撤廃についての文献として橋本乾三『在支治外法権撤廃問題(治外法権に関する研究)』司法研究32編の8、1943年、210~222頁。
- ②8 天田六郎「故政尾藤吉公使のことども」霞関会会報217号、1964年、10頁。
- ②9 「政尾公使客死す」東京朝日新聞1921年8月13日4面。
- ③0 政尾隆二郎編『政尾藤吉追悼録』96頁。
- ③1 「政尾公使の遺骨到着」大阪毎日新聞1921年9月23日2面。
- ③2 「細雨の駅頭へ令息に抱かれて」東京朝日新聞1921年9月24日2面。江原素六はキリスト教主義にもとづく教育家であり、1878年カナダ・メソジスト教会で洗礼を受けた。藤吉とは同じメソジスト派の教会で洗礼を受けている。1895年麻布尋常中学校を創設し、死亡するまで校長であった。次男の隆二郎が麻布中学校で勉強していたこと、さらに政友会選出の衆議院議員であったこともあって藤吉と親しい仲であったであろうと推測される。さらに1907年以来東京基督教青年会(YMCA)の理事長となった。信者としては麻布メソジスト(烏居坂)教会に所属していた。江原素六の次女よし子は1900年に高山長幸と結婚している。1912年からは貴族院議員であった。江原素六先生記念会委員編『基督

者としての江原素六先生』1922年12月、2頁。

- ③3 「政尾公使逝去」政友258号、1921年10月、51頁。立憲政友会は次のような弔辞を送っている。「特命全権公使従四位勲三等法学博士政尾藤吉氏逝去洵ニ哀悼痛惜ノ至ニ堪ス茲ニ恭ク弔辞ヲ呈ス」
- ③4 「政尾公使遺骨帰る」海南新聞1921年9月22日2面。
- ③5 読売新聞1921年8月13日5面。
- ③6 後藤朝太郎編『高山長幸』弧竹会、1938年、101-2頁。そこでは「政尾博士追悼会の如き中野老女史の意中を汲んで其志を成さしめられた友情の篤きに至っては美德の極致と絶賛せざるを得ない」と評している。
- ③7 九鬼隆一は1924年に正二位、1951年8月18日勲一等旭日桐花大授章を受ける。
- ③8 天田六郎「故政尾藤吉公使のことども」霞関会会報217号9頁。

おわりに——藤吉の生涯とその業績

これまで縷々述べてきたことを要約すれば、藤吉の生涯は次のようにまとめることができる。 шамでの仕事を軸に藤吉の生涯をふりかえれば、出生からアメリカに出かけ約5年間に及ぶ留学から帰国するまでは шамで仕事をするための準備期間であった。そこで民法博士号取得という成果を持ち帰った。それが шамに出かけるきっかけを作り、約16年間 шамで仕事をおこない、不平等条約をなくすための法整備に努力してきた。日本に帰国後、衆議院議員として活躍したが、それは再び шамに赴き、不平等条約をなくすための準備期間としての意味を持っていた。議員をやめてから шамへ特命全権公使として赴き、不平等条約をなくす努力中に死亡し

た。不平等条約をなくすことは藤吉が努力した法整備によってシャムが近代国家となったことの証しであったからである。不平等条約の廃止は藤吉の死後実現した。

藤吉の生涯は波瀾万丈であったと言えよう。藤吉は50年の人生の約半分を海外で過ごしている。今日ほど交通機関や通信事情が発展していない時代であるし、日本の経済発展もそれほど遂げていない段階で、日本人にとっては海外での生活は大変であったであろう。アメリカでの留学生活は私費留学のために生活に苦労したであろうし、シャムでの生活は経済的には満たされていたであろうが、気候風土が厳しい中での生活であり、その困難な海外での生活によく耐えていたと思われる。それだけ神経がずぶとくできていたのであろう。「日本人離れした強靱な体質と骨太い感覚の持ち主であった」¹⁰ という見方は妥当であろう。シャムで働いていた外国からの顧問はシャムで病気になる場合が多く、藤吉のように16年間も働いたケースは少なかった。それだけ体が丈夫であったということであろう。さらに家族も元気でいたからこそ16年間もシャムで働けたのである。もっとも藤吉の長男は生後わずか船上で死亡しているが、それ以外の子供達は小さな病気には罹ったであろうが、命にかかわる大病にはならなかったであろう。外国人の法律顧問の中には、本人および家族の病気で短期間でシャムを去った事例が多くあった。しかし、さすがの藤吉でもシャム滞在10年を過ぎるころから腎臓の病気を患っていたし、享年50歳という若さで死亡

しているところからすれば、長年の苦勞が偲ばれるところである。

彼を表現する言葉として、「軀幹長大、容貌豪爽堂々として人を圧するの威厳を帯ぶ而も世才に長じ応接縦横にして流るるが如く」¹¹ と書かれている。身長は高くなかったが、太っていた。一方、先の文章の後半では、世事にたけていたことが書かれている。ラーマ5世やラーマ6世、ジャックマンの信頼を取りつけたことや、シャムの王室の人々と友好関係を結べたのも、その結果であろう。さらに刑法の成立・施行のために高等会議を設置させたように、政治的手腕を発揮したことにも、それが現れているように思われる。

貧しい平民の子が英語を武器にして社会的に認められる地位を手に入れたのである。明治維新後の社会的に不安定な時期ではあるが、士農工商という身分的差別が廃止され、だれでもチャンスがあれば、社会的地位を上げていくことができる時代がやってきた。藤吉は英語を武器に世に出ることをねらったが、それに法律が加わった。初め英語を勉強し、それを生かすためにアメリカの大学に留学した。その後、アメリカで博士号を取得したことが世にでるチャンスを作ったと言えよう。

英語を学習する過程でキリスト教との出会いがあった。しかし、キリスト教が一生を規律するほどの影響を与えたのであろうか。シャムで一夫多妻制を制度として導入することに反対したことに、その影響が見られるが、キリスト教が精神的支柱と言えるほどの地位を占めていたのであろうか。大洲の教会時代か

ら、関西学院、バンデンビルト大学、西バイジニア州立大学に通っている頃まではキリスト教の影響が強くみられた。それ以降、シャムや、シャムから帰国してからキリスト教とどのようにかかわっていたのか、資料を見つけることができず不明である。彼の邸宅の近くに教会があったが、そこに通ったのであろうか。シャムに在る間に出示した判決ではキリスト教に基づく考えではなく仏教的思想によって温情を示す判決となっていたが¹³⁾、それは多分シャムに適した解決としてあえて仏教的思想を用いたと思われる。最後の葬儀は神式でおこなわれており、キリスト教式の葬儀でなかったが、それは九鬼家のしきたりに従ったものであろう。東京青山墓地にある藤吉の墓は「政尾藤吉之墓」と書かれているだけである。結果を見れば、英語の勉強のためにキリスト教に接近したということになり、その英語が彼の得意な分野を法律や外交問題に結びつける役割を果たしたと言えよう。しかし、キリスト教だけではなく、シャムというに仏教の国で16年近くも過ごしたことは、仏教への傾斜も見られたと言えよう。しかし、最後には青山墓地での葬儀の後、教会で追悼式が開かれており、クリスチャンとして生涯を終えたことになろう。藤吉の生涯でキリスト教の影響の強い時期と弱い時期があったようである。

藤吉は社会的に認められる地位を目指してがんばってきた。別の言い方をすれば上昇志向が強かったということである。つまり、ハングリー精神が旺盛であったとも言えよう。

日本全体が富国強兵によって西洋に追いつけ追い越せという雰囲気が強かった時代であり、藤吉もそれを受け継いでいる。それを実現するのに、薩摩・長州・肥前・土佐という明治維新の時に貢献した雄藩でない藩の出身であり、帝国大学の卒業生ではなかった。アメリカで取得した民事法博士という学位を持っていたが、九鬼隆一男爵の長女と結婚したり、東京大学から法学博士を取得することによって、日本社会での地位向上を目指したといえよう。その結果、成り上がり者という厳しい評価も生まれてきたのであろう¹⁴⁾。

藤吉が大洲出身であることも、アメリカへ私費留学という当時としては思いきった行動に出るにあたって考慮すべきことであろう。大洲藩は明治維新の時に薩長土肥ほどの貢献ができなかったが、薩長側に立って行動していた。その以前から大洲藩では蘭学が盛んであったことが外国に目を向けるきっかけを作ったと言えよう。たとえば大洲の蘭学者である三瀬周三はシーボルトの娘いねと石井宗謙との間に生まれた娘たか子と結婚していたり、シーボルトの高弟であった二宮敬作は三瀬周三の叔父にあたり、大洲藩の隣にある宇和島藩士であったように、シーボルトの影響が強く見られる地域であったことが、海外に目を向ける進取の気風を育てたのではないか。積極的に海外との交渉、特にロシアとの交渉に力のあった大井上輝前はその影響を受けた人物であったと言えよう¹⁵⁾。その大井上が脱藩してアメリカに渡ったことは藤吉のアメリカ行きの決意に影響を与えたであろう。大井上

はロシアとの関係を持って、北へ関心を注いだのに対して、藤吉はシャムという南へ関心を注いだという違いはあるが、共に海外での仕事の評価された点では同じである。その死後、2人とも大きく注目を浴びることなく、一部の専門家にしか知られていない点でも同じである。

日本全体が西欧列国に追いつけ追い越せの時代であったが、それは脱亜入欧をめざしたのであり、そのためにアジアを一段下に見ることが一般化していた。つまり、西欧諸国、アジアの中で1等国としての日本、2等国の他のアジア諸国という序列でみるのが一般的な日本人の見方であった。その結果、アジアにかかわる人材は2流、3流であるという見方がある中で、長い年月シャムで活躍してきた。彼自身も最初は短い期間だけの赴任のつもりであったが、16年近くになってしまった。アメリカで約8年間も過ごしていながらも、シャムという日本とは関係の薄い国で16年近くも仕事に従事したことが、彼の経歴をユニークなものにしている。衆議院議員として国内で活躍する場合にも、アジアおよびアメリカと関連する分野で活躍しており、アメリカもアジアも両方考察することができたという意味でユニークな存在であったと言える。

藤吉のシャム観、より広くアジア観はどのようなものだったのであろうか。シャム公使時代の言動からすると、シャムと日本との不平等条約をなくすことに腐心しており、シャムと日本が対等な関係を築くことを目指していた。それは経済的な取引関係を強化するこ

とを目的としていた。当時日本とシャムとの経済取引は少なかったもので、それを大きくすることを主張している。綿の生産を試みたことはその具体的な現れであった。そのころの日本の南進論とのかかわりから言うと、シャムに商業資本や産業資本の進出を促進させようと主張している段階である。その後出てきた日本のアジアの領土への侵略や大東亜共栄圏という発想にまでは至っていなかったと思われる。

もし、藤吉が長生きをしたとすれば、日本のアジアへの侵略に抵抗したとは言えないかもしれない。衆議院議員時代に日本の植民地政策として、朝鮮や台湾を統治する法律の制定にかかわっており、さらに東南アジアへの侵略に進んでいった場合、それに抵抗はしていなかったかもしれない。藤吉は思想的には保守的であり、理想を追求するというより状況を見て判断するプラクティカルな志向が強い人物である。それだけに時代の影響を受けやすかったと言える。牧師になることをやめたことにそれが表れているからである。

藤吉の死後、シャムとの友好関係を築くために1928年1月31日暹羅協会が正式に設立し、1935年6月8日に財団法人として登録された⁶⁾。藤吉が生きておれば有力メンバーとなって活躍したことであろう。この暹羅協会も日本がアジアに領土を求めて進出する国家の方針を側面から支援する組織に変わっていった。もし藤吉が生きていたとすれば、それに抵抗したであろうか。それ以前に藤吉は死亡しているので、意味のない問題かもしれないが。

藤吉が山田長政に傾倒したのも、日本とシャムとの交流を活発化させたいという願望の現れとみることもできる。たしかに人口に膾炙された山田長政が本当に実在していたかどうか疑問がないとは言えないが、それに近い日本人がシャムで活躍していたことを発見し、自分自身をそれに擬していたことは事実である。そして客観的に見れば、藤吉の山田長政研究や日本とシャムとの交流史研究は、明治時代からあった日本の南進論にはずみをつける役割を担ったと言えよう。

藤吉の位置づけのために、本稿では法律分野における国際協力の先駆者という副題をつけている。台湾や朝鮮での植民地経営のために日本法を移植することがなされていたが、独立国の立法作業にかかわった事例としては藤吉の仕事が最初である。当時は「国際協力」という言葉や概念は一般的ではなかった時代であるが、シャムでの立法作業や司法制度の改革に貢献したことは、独立国の近代化のために法整備支援活動をおこなったことを意味する。これはまさに法律分野での国際協力である。藤吉はその国際協力を実践した日本人第1号である。

藤吉の意識では、1人の日本人がシャムの国作りに協力しているというものであったであろう。しかし、それに至る過程を見れば、国と国の交渉の結果藤吉がシャムに出かけることになったのであり、藤吉個人だけで仕事ができただけではなく、2カ国間の勢力関係が背景に存在したことを無視できない。

さらに注意すべき点がある。藤吉の仕事は

1人でできるものではなく、共同作業が必要であるが、ただ1人の日本人としてリーダーシップを発揮して、シャムの法の近代化に貢献したと言えよう。ベルギー人やフランス人、シャムの人々との融和を図りつつ、立法作業を続けるためには、相当の忍耐力が必要であったであろう。シャムでは直接的に利害が身辺におよぶまで何事もやらぬ悠長な態度がよく見られる中で、一定の成果を上げるまでには相当の時間がかかる。16年もシャムに滞在したのもそのためである。さらにラーマ5世の「チャクリ改革」に批判的な王族もおり、それらとの調整をはかりつつ成果をあげてきたが、そこに至る作業こそが国際協力そのものであったであろう。

さらに立法作業だけでなく、裁判官として法律の運用面にもかかわり、その定着に貢献したことは、法律分野での国際協力のあり方を示していると考えられる。お雇い外国人が裁判官になれたのは、シャムが王政国家であったからであり、ラーマ5世の時代だからこそできたことである。国際協力のあり方として司法制度の運用にまで関わることの重要性は今も変わらないことを示していよう。

藤吉を通して日本法がタイの法律に影響を与える結果となった。藤吉は日本の法律を英語に訳して、それを立法作りに利用してきたからである。それが可能になったのは、日本が法整備に成功して不平等条約を破棄することができたという状況があったからである。日本も自力で近代法を生み出したのではない。ボワソナード (Gustave Emile Boissonade),

レースラー（Hermann Roesler）、モッセ（Albert Mosse）、テッヒョー（Techow）、アペール（George Apert）、ブスケ（Bousquet）、ルドルフ（Rudolf）等々を代表とするお雇い外国人の指導によって法典作業や法学教育がなされ、そこから育った日本人が、その後を引き継いで日本法の近代化を進めていった。その経過を見ていたシャムに、日本を見習おうという意識が生まれたことが藤吉がシャムにやってくる背景に存在していた。藤吉一人が日本人として立法作業にかかわったが、その背後で日本法の近代化に向けての試みが追い風となっていたのである。

藤吉の業績をシャム側から見ればどうなるか。ラーマ５世のチャクリ改革の重要な分野である立法および司法改革に貢献したということになる⁷⁾。チャクリ改革はシャムを近代国家に作り上げるためになされた改革であるが、その改革は国王を中心とする中央集権化を目指し、それを支えるために官僚組織を制度化していった、西欧列国と対等の立場に立てる近代国家を作ることを目指していた。つまり西欧諸国のシャムへの進出を阻止して国の独立を維持することを目標としていた。しかし、憲法や議会制度を導入する段階にはまだいたっていなかった。シャムで立憲君主制が採用されたのは1932年のことである。それ以前の国王を中心とする中央集権化、つまり国の統一のための専制君主制を目指した「チャクリ改革」を支える役割の一端を藤吉も担ったということになる。当時のお雇い外国人はそれを期待されていた。そのために藤吉の努

力は主に立法作業や司法改革に向けられ、シャムの「近代化」に貢献した。この「近代化」はかっこ付きであって、専制君主制を前提としての国の近代化であったが、藤吉のかかわった法律は1932年の立憲革命後も効力を維持し、議会制が導入された後でも効力を存続できたことは、近代法としての内容を持ちつつ、タイ社会の中で存在価値を持ち得たことを意味しよう。

立法作業にあたり、伝統的に存在する法や慣習をどのように取り入れるかという問題が、藤吉の仕事を検討するにあたって重要な論点である。パドューはできるかぎり伝統法を調査して、取り入れていこうとするのに対して、藤吉は近代法となるためには問題となる伝統法を取り入れるべきではないという意見を持っており、両者は対立している。前者は西欧からの法継受によってシャム社会の法や慣習を変更することを避けたいという考えが基本にある。それに対して、藤吉は伝統的な法や慣習の中でも、そのまま生かしていける部分となくしていくべき部分があり、近代法に転換する上で支障のある部分はなくしていくべきであるという考えが基礎にある。法継受に際して当然おこってくる問題であり、日本で法典論争・民法典論争を引き起こしたように、シャムでも一夫多妻制をめぐる論争がおきた。

次に、どの国の影響が強かったのだろうか。法律分野でのお雇い外国人は、はじめはベルギー人が多かったが、しだいにイギリス人とフランス人が増えて、ベルギー人が激変した。ベルギー人はシャムでの初期の司法改

革の導入時期に貢献をしたが、その後はイギリス人とフランス人の貢献が目立つ。両国の貢献の場は住み分けがなされていた。イギリス人が実際の裁判の場で貢献し、フランス人は立法作業の場で貢献した。立法作業では新しい法律の成立というはっきりと目に見える成果を生み出したが、裁判を通した貢献は個別具体的であるために、はっきりとした成果を示しにくい分野である。しかし、特に法律がまだ成立していない時期には裁判によって形成される判例法理が紛争処理の基準となるので、イギリス人の裁判官によって形成された裁判基準も無視しえない貢献であったと言える。さらに法学教育の場でもイギリス方式の教育がなされていたことも無視できない。現在のタイではフランス法の影響が大きかったことが強調されているが、イギリス人の裁判を通してのタイへの影響があまり評価されていないのはおかしいという気がする。本稿のテーマからずれるので、具体的にそれを分析の対象にはしていないが、大陸法に属するフランス法とコモンローの国であるイギリス法がどのようにシャムの中で融合されていったのか、はたまた矛盾した状態を生み出したのかを探るのはおもしろいテーマであろう。

イギリスとフランスの影響に対して、日本法の影響をどう評価できるであろうか。日本法がタイの法律、特に刑法と民商法の領域で影響を与えたが、その結果はどうなったのであろうか。この点については、まだ十分な説明がなされていない。まだ法律の規定の相互関係を調べる段階に終わっている。より深く

各規定の社会的機能が日本とタイとでどのように相違しているのかを今後研究していく必要がある。これまでタイの法律はフランス、ドイツ、イギリスの国々の影響の下にあったとされてきた。タイでも日本法の影響があまり評価されてこなかったが、最近になって日本法の影響があったことが共通の認識になってきたが、それを規定上だけでなく、具体的にどのような効果をもたらしているか、タイと日本でどのような相違点があるかを確認する必要がある。

日本からの法律顧問が1人だけであったことは、当時の日本の国際的地位の反映という気がする。ベルギー、フランス、イギリスは複数の法律顧問をシャムに送り込んでいるのに、日本から結局1人しか送り込めなかった。日本側でも法律顧問を増やす試みがなされたが、うまくいかなかった。藤吉はそれらの法律顧問のトップの地位にはいたが、1人であった。その報酬は最初低い額であったことは日本人への評価が低かったことの現れであったと思われる。他の分野での日本人顧問の報酬も欧米の顧問と比較して低かったことと合わせ考えると、シャムでの日本人への評価が欧米と比べて低かったことを示していよう。当時の日本の国際的地位の反映を示していると考えられる。その中で、藤吉は法律顧問としてトップの地位について、当然もっとも高い報酬をもらったが、それは実力がみとめられた段階になってからである。

藤吉が死亡してから80年が過ぎている。その間に藤吉に関する資料が失われてきている。

アメリカで調査した時も、消失したり、燃えてしまってなくなっている資料があることを知った。一方、新しい資料が見つかる可能性は否定できない。特にタイではこれから捜せば出てくる可能性はある。そこで資料を捜す努力をしつつ、見つかった資料を前提として、藤吉の業績を日本とタイの共同研究でまとめる必要がある。この論文では彼の人生経歴を中心にまとめたが、その業績の集大成をおこなう必要がある。タイでも法制史、民法、刑法の研究者が藤吉に関心を持ってきている。日本側でもタイの法律を研究する者が少しづつではあるが増えてきている。それらの研究者との共同研究ができないものかと考えている。

それを前提として、法の継受の比較研究が可能になってくる。アジアに限定してもインド・マレーシア・シンガポールのイギリス法の受容、韓国の日本法の受容、台湾の日本法の継受、日本のドイツ・フランス法やアメリカ法の受容、フィリッピン¹⁾のスペイン・アメリカ法の受容、インドネシアのオランダ法の受容等が見られる。そこで、それを担当した人物に焦点をあてて比較することもできるし、どのように選択的継受がなされたのか、その内容と要因を比較することができる。日本法の継受がなされた韓国、台湾（大陸における清国や中華民国時代を含む）²⁾、タイの比較研究はそれらの国々の研究者との共同研究によって取り組むべき課題である。今後これらは比較法文化論の重要なテーマとなりえよう。本論文もそのための一歩であり、政尾藤吉と

いう人物を通じて分析した論文という位置づけもできよう。

藤吉の波瀾万丈の人生は小説やテレビドラマの題材にもなりうる。本稿では論文としてまとめたので、きちんと立証できるだけの裏付けが必要であった。しかし、残念ながら十分な裏付けが見つからない場合があった。そこで藤吉の人生すべてが明らかになっているわけではないので、想像力を働かせて小説やテレビドラマとしてまとめることは可能であろう。ラーマ4世とアンナの関係を描いたミュージカルや映画「王様と私」はタイでは不評であるが、日本版「王様と私」ができるかもしれない。

注

- (1) 吉川利治『「アジア主義」者のタイ国進出』東南アジア研究16巻1号91頁。
- (2) 「政尾候補略歴」海南新聞1915年3月18日2面。
- (3) 三木栄「泰国法律顧問政尾藤吉博士伝」新亜細亜1巻4号、1939年11月、146頁。
- (4) きびしい見方をしている文献があった。磯部美知「ムアング・タイー大自由国暹羅ー」日タイ協会会報11号、1938年6月、78頁に、「彼れが16年の久しきに亘ってその法律顧問として暹羅国に尽くした功績は没す可らざるものがある」としつつ、「彼れは見事にお伽の国にほうりこまれて、噂のはなやかなわりにはつまらない生涯を送って終った」と述べている。その意味するところが不明確であり、なぜつまらない生涯なのかその理由が述べられていない。
- (5) この点を指摘するのは重松一義『北海道行刑史』図譜出版、1979年12月、253頁。
- (6) 山口武「暹羅協会の生立より最近迄の歩み」

財団法人暹羅協会会報 9 号（日暹修好50周年記念特別号），1937年12月，70頁。

- (7) ラーマ 1 世の時代から1941年までの法律や国王の勅令等をまとめた『年次法律集纂』（Kotmaai-pracham-sok）54冊がある。ラーマ 5 世時代の法律や勅令として2086編が納められている。1868年から1892年で388編，1893年から1900年で470編，1901年から1910年で1228編となっている。布告や勅令からしだいに法律の比率が高まっているが，上からの近代法化がなされたことが見てとれる。矢野暢「政治の＜前近代＞と＜近代＞－「チャクリ改革論」『講座東南アジア学第 7 巻東南アジアの政治』，弘文堂，1992年 3 月，8 頁。

- (8) 韓国，台湾への日本法の継受は日本が韓国，台湾を植民地としたことから日本法が移植された。さらに満州への法移植もあった。この点はシャムへの日本法の継受とは根本的に異なるが，異なる社会に法を移植するという点では共通性がある。さらに日本人の法律顧問が活躍している点でも共通している。外国で法律顧問となった日本人の中では最初の人物が政尾藤吉であったし，約16年というもっとも長い期間法律顧問であったのも藤吉だけであった。今後この日本人法律顧問の比較研究というテーマもありうる。赴任先の国の政治状況，赴任の動機，かかわった法律分野の違いがあり，どう比較するかという問題がある。

清国での近代的立法にかかわった日本人法律家については宮坂宏「清国の法典化と日本法律家－清末－の刑法典編纂の問題について」仁井田陞追悼論文集第 3 巻『日本法とアジア』勁草書房，238～255頁，李廷江「民国初期の日本人顧問－袁世凱と法律顧問有賀長雄」国際政治115号，1997年，同「民国初期の日本人法律顧問」日本文化研究所紀要 2 号，1996年，松下佐知子「清末民国初期の日本人顧問－有賀長雄と副島義一の憲法構想と政治行動を中心として－」史学雑誌110編 9 号，2001年 9 月，59～83頁。

中華民国時代では松本蒸治が中華民国法制研究会を組織している。その成果は次のように発表されている。我妻栄・村上貞吉・広瀬武文『中華民国民法総則』1931年，我妻栄『中華民国民法－債権各則（上）』1934年，我妻栄・川島武宣『中華民国民法－債権各則（上）（中）（下）』1934年，1936年，1938年，我妻栄『中華民国民法－債権総則』1933年，小野清一郎『中華民国刑法－総則』1933年，田中耕太郎・鈴木竹雄『中華民国会社法』1933年，我妻栄・川島武宣『中華民国民法－物権（上）』1941年，我妻栄・広瀬武文『中華民国商標法』1941年，我妻栄『中華民国民法－総則』1945年。

梅謙次郎の中国や朝鮮での立法作業については平野義太郎「民族の独立と条約改正と法典編纂－梅博士の日本および中国における法律事業とその背景」法学志林49巻 1 号，1949年，2 頁以下。その成果の一部として織田萬等編『清国行政法，全 6 巻』臨時台湾旧慣調査会，1910年 11月～1914年 3 月。

台湾では岡松参太郎を中心とする台湾旧慣制度の調査が注目される。この調査項目はポストの『人種学的法学綱要』を参考にして作られた。成果は1922年『台湾蕃族慣習研究』（全 8 巻）にまとめられている。1938年開所した東亜研究所が満鉄調査部と一緒に起こった「北支那法的慣行調査」も立法作業に必要な調査として注目される。それは『中国農村慣行調査－全 6 巻』岩波書店，1952年12月～1958年10月として出版されている。当時の文献を調べる上で参考になるのが，東京大学東洋文化研究所図書室編『我妻栄先生旧蔵アジア法制関係文献資料目録』1982年 3 月。

資料

政尾藤吉が執筆したり，講演した記録の中で発見できたリスト。

寸灰居士ノ大審院判例ノ批判ニ就テ 法学新報58号 1896年 1 月

水面使用権ニ就テ 法学新報59号 1896年2月
 The Kowshing in the Light of International
 Law, *Yale Law Journal* vol.5 1896年6月
 北米諸州立法の傾向 法学新報71号 1897年2月
 暹羅国の法律事情 国家学会雑誌12巻（通算141号）
 1899年
 暹羅国古代法研究ニ就テ 法学協会雑誌18巻9号
 1900年9月
 Siamese Law of Partnerships and Companies
 translated by T.Masao 1900年
 政尾法学博士の暹羅談 法律新聞147号 1903年7
 月
 The Sources of Ancient Siamese Law, *Yale
 Law Journal* vol.15 1904年11月
 Researches into Indigenous Law of Siam as a
 Study of Comparative Jurisprudence,
Journal of the Siam Society vol.2 1905年
 暹羅の話 慶応義塾学報93号 1905年8月
 暹羅国法制現況 法学協会雑誌25巻1号 1907年
 1月
 暹羅国刑法草案 法学協会雑誌25巻5号 1907年
 5月
 日本人の建設する一王国 報知新聞 1907年8月
 1日
 暹羅の新刑法に就て 法学協会雑誌25巻11号
 1907年11月
 The Civil Code of Japan Book1. translated by
 T. Masao 発行年月不明
 暹羅国 貿易10巻12号 1908年2月15日
 The Penal Code of Siam, *Yale Law Journal*
 vol.18 1908年
 The Penal Code of Siam, *Journal of the Siam
 Society* vol.5 1908年
 Siamese Law: Old and New, Arnold Wright &
 Breakspear ed., *Twentieth Century
 Impression of Siam*, 1908年 (Reprinted ed.,
 White Lotus, 1994年)
 暹羅の経済事情 専修大学学報2号 1913年
 暹羅国の富源 貿易14巻11号 1913年11月

法学博士政尾藤吉君講話 金曜会報告第10号
 1913年11月19日
 暹羅の国情 東京経済雑誌1728号 1913年12月13
 日
 生産上の暹羅 改題日本及日本人620号 1913年12
 月
 暹羅の国状一斑 銀行通信録337号 1913年12月
 隠れたる暹羅の国情 政友163号 1914年1月
 山田長政を憶ふ 学生5巻2号 1914年
 政尾博士の話 南海新聞 1915年1月18・19日
 責任支出問題 政友181号 1915年6月
 暹羅の国情と日本関係 農業世界10巻14号 1915
 年11月
 ダンピング問題に就て 政友196号 1916年8月
 大陸経営者としての日本人 東方時論2巻1号
 1917年1月
 南洋排貨運動の教訓 南洋協会雑誌5巻10号
 1919年10月
 南洋視察談 政友236号 1919年12月

（付記）

本稿を書くにあたってお世話になった人々の名前を記し、感謝の意を表する。

政尾吉郎氏（政尾藤吉の孫）、原田英子氏・原田健作氏（政尾藤吉の姪の子）、高鹿康夫氏（高鹿和一郎の孫）、服部禮次郎氏（株式会社和光）、長原敬峰氏（タイ国留学僧の会会長）、永崎亮實氏（タイ国留学僧の会事務局）、茂義樹氏（梅花女子大学）、大友有氏（タイ日本大使館）、君塚宏氏（タイ日本大使館）、吉川利治氏（大阪外国語大学）、飯田順三氏（創価大学）、西澤希久男氏（名古屋大学）、村嶋英治氏（早稲田大学アジア太平洋研究センター）、金子宏二氏（早稲田大学大学史資料センター）、松崎彰氏（中央大学大学史編纂課）、田村日出男氏（同志社社史資料室）、Mr. Pichet Maolanon（タイ国 弁護士、当時九州大学法学部助教授）、澄田恭一氏（愛媛県立大洲高校）、平田哲氏・荒井俊次氏（日本クリスチャンアカデミー）、戒能信生氏（日本キリスト教団宣教研究所）、学習

院50年史編纂室, 関西学院院史編纂室, 神戸大学
年史編集室, 西原真理子氏 (広島女学院歴史資料
館), Mr. Kevin Fredette (Head of Public
Services, College of Law Library, West
Virginia University), Mrs. Katheleen I. Smith
(The Jean and Alexander Heard Library,
Special Collections/University Archives,
Vanderbilt University), Mr. Sarawut Benjakul
(Deputy Secretary General, Office of the
Judicial Affairs, Ministry of Justice in
Thailand), Mr. Phanom Aiumprayoon (Dean,
Faculty of Law, Thammasat University), Mr.
Kittisak Prokati (Assistant Professor, Faculty
of Law, Thammasat University), Mrs. Suda
Visrutch (Associate Professor, Faculty of
Law, Thammasat University)

Life History of Dr.Tokichi Masao (5)

－A Pioneer of International Cooperation in the Legal Field－

KAGAWA Kozo*

Abstract

Dr. Masao Tokichi came back to Siam on February 1921 as Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary under the recommendation of Prime Minister Takashi Hara. He wanted to improve 1898 unequal treaty between Siam and Japan in order to promote economic activities. But Mr. Uchida, Minister of Foreign Affairs, had a policy to maintain unequal treaty though USA had signed equal treaty with Siam on 16 December 1920. So Masao was full of troubles in negotiation with Siam. During the negotiation he died of apoplexy at the age of 50 on 11 August 1921. His funeral ceremony was held under the presence of Rama VI at Wat Saket in Bangkok. He was the first foreigner to receive Royal Cremation. His son could attend the ceremony as the chief mourner. His tomb was located at Aoyama cemetery in Tokyo.

His life was full of ups and downs for 50 years. His main work was to contribute to make modern legal system as a legal adviser and to prepare to revise the unequal treaty between Japan and Thailand. Through his effort to codify Criminal Code and Civil and Commercial Code, Japanese law was transplanted into Thai laws. During Meiji period Japan was endeavouring to receive European law, mainly French, German and England law to establish modern legal system. Therefore Masao was the first lawyer to export Japanese law to Thailand from 1897 to 1910. He could be named as a pioneer of international cooperation in the legal field.

We have a duty to research how Thai laws have, in fact, connection with Japanese laws. In Japan there are many studies how Japanese laws have succeeded to European and American laws. But there are few researchers in

*Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

Japan to make clear how Japanese laws have been exported to foreign countries including South Korea and Taiwan. Masao gave us good materials to make comparative study how Japanese laws have been succeeded to Asian countries.